

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月二十七日

佐賀県人事委員会

委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第三十号

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職

員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表の武雄市の出先機関の項中「教頭」を「教頭 事務長（学校運営支援室長の職にある者に限る。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。